

資 料

No. 2

求職者支援制度関係資料

告示で定めることが必要な事項

1. 連続受講に係る職業訓練受講手当の支給期間の厚生労働大臣が定める算定方法（案）

合わせて12（24）支給する連続受講の場合においては、当該連続受講に係る給付対象となる基礎訓練及び公共職業訓練について、その給付金支給単位期間のうちに端数が生じる給付金支給単位期間が含まれるときは、端数が生じる給付金支給単位期間における日数を合算し、当該合算した日数に応じて、次の給付金支給単位期間分を支給したものとして計算する旨を定めるもの。

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 28日以下 | 1の給付金支給単位期間 |
| ② 28日を超え、56日以下 | 2の給付金支給単位期間 |
| ③ 56日を超え、84日以下 | 3の給付金支給単位期間 |
| ④ 84日超 | 4の給付金支給単位期間 |

2. 通所手当（自動車等を使用する場合）について厚生労働大臣が定める地域（案）

地域の所在地の状況を勘案し、片道15キロ以上の自動車等の使用についての給付区分を設ける地域として、生活保護の級地区分1級地、2級地以外の地域がこれに該当することとなるよう、厚生労働大臣の定める地域を定めるもの。

緊急人材育成支援事業について

○平成 23 年 9 月 30 日で終了予定

○同日までに開始した支援については、これが終了するまで実施

【具体的には】

- ・ 平成 23 年 9 月 30 日までに開始した訓練については、基金から奨励金を支給
- ・ 平成 23 年 9 月 30 日までに開始した訓練に係る受給資格決定をした者について、基金から訓練・生活支援給付を支給



- ・ 平成 23 年 9 月 30 日までに開始した訓練及び当該訓練に係る受給資格者をもって、新規流入はストップ
- ・ 平成 24 年 3 月末には訓練期間 6 か月間までの訓練(基金訓練全体の 99.7%)が終了 (その後、奨励金を支給)
- ・ 公共職業訓練において最長 2 年間の訓練が設定されているが、当該訓練の開始時期が平成 23 年 4 月のため、平成 25 年 3 月末まで給付が継続している場合がありうる
- ・ 融資については、最長 10 年の返済期間があることから、その後の貸し倒れの処理が行われることがありうる

職業訓練受講給付金の支給、不支給等について

当該支給単位期間、支給		・ 妊娠等による中途退校(すべての給付要件を満たす場合)
不支給	当該支給単位期間是不支給	・ 訓練を欠席(やむを得ない理由がある場合、出席8割未満) ・ 自己都合による中途退校
	訓練期間中是不支給	・ ハローワークに来所しないなど就職支援を拒否 ・ 「不正受給」に該当する場合(以下の場合) ① 虚偽申告、書類偽造等 ② やむを得ない理由がない訓練欠席を繰り返す ③ 就職支援の拒否を繰り返す ④ 退校処分による中途退校



不正受給については、返還・納付命令(悪質な場合は、2倍の額以下の納付命令)

求職者支援制度における紛争解決の手段について

(例)

虚偽申告による不正受給を理由として、返還命令を受けた(受けようとしている)場合

※ 返還命令は、ハローワーク所長が行う



① ハローワーク、都道府県労働局
返還命令を受ける前に、ハローワークの担当窓口等にて必要な確認、相談



② 不服申立て(行政不服審査法)
返還命令を受けた場合、その処分について、都道府県労働局長に対して審査請求を行う



③ 行政訴訟(行政事件訴訟法)
返還命令を受けた場合、その処分について、取消を求める訴訟を提起

※ ①～③のいずれによるかは、求職者が選択可能